

令和7年度 益田市放課後児童クラブ入会判定基準

益田市では、保護者（親権を行う者、後見人親権を行う者、後見人その他の者で当該児童を現に監護する者をいう。以下同じ）が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することを目的に実施している「放課後児童健全育成事業」における益田市放課後児童クラブの入会にあたり、各クラブに設定する定員を上回る申し込みがあった場合等において、児童の家庭状況や保護者の就労等の状況により、優先的に入会させる必要のある児童を下記に示す基準により判定し調整を図ることで、児童の放課後における「遊び」及び「生活」を支援することを目的とする。

1. 基本的要件

- ①保護者が就労により昼間家庭にいない場合、又は疾病、介護等により昼間家庭での養育ができないことが常態である市内小学校に就学している1年生から6年生までの児童。

2. 入会判定

- ①保護者の就労等の状況や家庭状況を数値としてあらわすため、《入会判定基準》の各項目の合計数を指数（以下「判定指数」）として、入会の優先度を客観的に判定する。
- ②判定指数が同点の場合は、「入会を判定するための優先順位基準」に基づき、入会の必要性を客観的に審査する。
- ③上記の判定指数を基に入会可否決定を行い、順次入会児童を決定した結果、各クラブで設定する定員を超えた場合においても、小学1年生から3年生については、家庭状況等を客観的に審査し、優先的に入会できるものとするが、小学4年生から6年生においては、保護者の意向を踏まえ待機児童として登録し、定員に空きが出た時点での入会とする。

《入会判定基準》

【第１項目】在籍する学年の状況

1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
1 0	8	6	3	2	1

【第２項目】保護者における就労等の状況

※保護者が２人いる場合は、２人分の合計数を平均した数値を指数とする

※片道の通勤時間が３０分以上要する場合は、その通勤時間を就労時間に加える

保 護 者 の 状 況				基準指数
就 労	就 労 状 況		就 業 形 態	
	月 2 0 日 以上 就 労 (不規則な場合は月 2 0 日 以上)		就業終了が 1 5 時以降 不規則の場合は就業時間が 7 時間以上	1 0
			就業終了が 1 3 時から 1 5 時まで 不規則の場合は就業時間が 5 時間以上 7 時間未満	8
			就業終了が 1 3 時未満 不規則の場合は就業時間が 5 時間未満	6
	月 2 0 日 未 満 1 6 日 以上 就 労 (不規則な場合は月 1 6 日 以上)		就業終了が 1 5 時以降 不規則の場合は就業時間が 7 時間以上	8
			就業終了が 1 3 時から 1 5 時まで 不規則の場合は就業時間が 5 時間以上 7 時間未満	6
			就業終了が 1 3 時未満 不規則の場合は就業時間が 5 時間未満	4
	月 1 6 日 未 満 就 労 (不規則な場合は月 1 6 日 未 満)		就業終了が 1 5 時以降 不規則の場合は就業時間が 7 時間以上	6
			就業終了が 1 3 時から 1 5 時まで 不規則の場合は就業時間が 5 時間以上 7 時間未満	5
	月 1 6 日 未 満 の 就 労 で 1 日 の 就 労 時 間 等 が 上 記 に 満 た ない 場 合			3
疾 病 ・ 療 養 ・ 障 が い	疾 病 ・ 療 養	入 院	入会日時点以降で 1 か月以上の入院又はその予定がある場合	8
		療 養	入会日時点以降、常時伏臥で 1 か月以上の自宅での安静療養又はその予定がある場合	8
			入会日時点以降、慢性疾患等で 1 か月以上の自宅療養又はその予定がある場合	6

	障がい	障がい	・身体障害者手帳１・２級（聴覚障害３級を含む。） ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳 ・上記事項と同等の障がいを有する場合	８
			・上記以外の手帳を所持している場合 ・これらと同等の障がいを有する場合	６
看護・介護	看護・介護 通院・施設通所	要介護状態にある家族の介護又は疾病の家族に対する看護		８
		週３日以上かつ１日４時間以上の通院・施設通所に係る付き添い		６
		上記以外の看護・介護・通院・施設通所に係る付き添いの場合		４
災害復旧	災害等の復旧	風水害、地震、火災等による家庭の災害により就労が困難な状況である場合		１０
就学	学 生	大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月１２０時間以上居宅外で勉強しているもの（通信制は除く。）		６
		大学・短期大学・専修学校・職業訓練校在学中で月４８時間以上１２０時間未満居宅外で勉強しているもの（通信制は除く。）		４

【第３項目】同居親族の状況及び勤務終了時間

※祖父母が２人いる場合は、２人分の合計数を平均した数値を指数とする

	細 目	指 数
同居親族の状況	６５歳未満の祖父母等と同居している場合	－３
	６５歳以上の祖父母等と同居している場合	－１
	祖父母等が介護などを必要としている場合	０
勤務終了時間	６５歳未満の祖父母等が就労をしていない場合	－７
	勤務終了時間が１４：５９までの場合	－６
	勤務終了時間が１５：００～１５：５９までの場合	－４
	勤務終了時間が１６：００～１６：５９までの場合	－２
	勤務終了時間が１７：００以降の場合又は介護などが必要な状況	０

【第４項目】児童の家庭状況

細 目	指 数
生活保護受給世帯又は準要保護世帯	１
父子・母子家庭や単身赴任等でひとり親の場合	１

【第5項目】児童の状況

細 目		指 数
疾 病	疾病により特別な配慮が必要と判断される場合	1
障がい	身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童、特別支援学級に在籍 又は医師等により診断をされた児童 ※ただし、放課後等デイサービスの利用ができないと判断された児童に限 る	1

《入会を判断するための優先順位基準》

小学1～3年生は、判定指数に関わらず下記に示す優先順位により優先的に入会決定を行うものとする。

優先順位	項 目
1	入会を希望する児童が小学1年生の場合
2	入会を希望する児童が小学2年生の場合
3	入会を希望する児童が小学3年生の場合
4	入会を希望する児童が小学4年生の場合
5	入会を希望する児童が小学5年生の場合
6	入会を希望する児童が小学6年生の場合
7	上記順位においても同様であった場合は抽選により決定